

いなほ銀行 頭取 殿

小倉 和人

「通帳再発行通告の取り消し要求」と「防犯カメラの映像情報の開示請求拒否」について

① 通帳再発行通告の取り消し要求

【経緯】

2018年1月19日15時30分、梅が屋敷支店にて山田課長・副支店長より[以下の通告があった](#)。

・いなほ銀行は、私からの『2018年1月3日付の全取締役宛の謝罪要求の手紙』と『2018/01/15(月)00:21付定期預金通帳の件【2018年1月15日】のメール』に、法務部・苦情相談部も含めた、いなほ銀行の組織全体として、以下の決定をした。

1. 防犯カメラの映像情報開示請求に対するいなほ銀行の私への一連の対応が一部不親切(あるいは不適切)であったという謝罪(会長、頭取の連名の署名入り)文書提出の申し出を拒否する。
2. 小倉和人から「通帳紛失の届け」が無くても、再発行を強行する。

【要求】

「小倉和人からの通帳紛失届」がない状態で通帳再発行を行う、という決定の取り消しを要求する。

理由

1. 私の通帳は写真のように「引き出し」に保存している。あまり保存空間がないので、不要な通帳は一冊でも少なくしたい。
2. 現在、投資用ワンルームマンションを5部屋保有しているが、借り換えのため2016年12月16日から19日に1億2千万円の出し入れが発生している(添付の通帳コピー)。これが税務署の目にとまるかもしれない。また2017年度の確定申告には、プリンタ2台をはじめ、多数の物品・会議・食事代を経費計上している。よって還付の4月を一区切りとし、それ以降も税務署の調査がいつ発生してもおかしくない状態である。
3. 定期預金通帳は可読性が悪く、私のような庶民には読み取りが困難である。普通預金通帳は履歴の明細が時系列にそって残高と一緒に印刷されるので、誰でもわかる。しかし定期預金通帳は、通帳の途中から最終ページまでは普通預金通帳のような明細になり、そのあとの繰り越し通帳部は最新の状態になっている。また、解約や満期、新たな預け入れが入り乱れて訳がわからない。再発行された場合は138冊程度の印刷が想定される。そのため例えば8月に税務署が来て最新の通帳を要求された場合、この時点でさらに138冊を記帳する必要がある。もし、いなほ銀行が再発行を強行していた場合、そのときの138冊と後の138冊の合計276冊を管理・説明する必要があり、大変な苦勞が発生する。

つまり、定期預金通帳は履歴とその時点の残高が時間軸で印刷されている普通預金通帳とは全く異なる性質があり、必要などきまでは記帳すると、様々な不都合が生じる。したがって、本当に必要なときのみ、記帳・繰り越しが必要である。

以上より、「再発行」は私の不動産投資管理業の支障にもなる。

また、手元の預金通帳を使用不能にする行為も認めない。

いなほ銀行のルールで「再発行には、通帳紛失の届けが必須であり、届けの筆跡チェックや3人による確認などの、様々なチェック作業がルールとして決まっている」はずである。それを頭取が「署名がイヤだ」と言うだけで、銀行ぐるみでこのルールを容易に破るようなコーポレートガバナンスの破綻したワガママにつきあう気は毛頭無い。

「再発行」の強行は、全行員が「あらゆる法令とルールを遵守している」いなほ銀行のプロフェッショナル集団の法務部が「問題無い」と公言しているとのことだが、それでもあえて「再発行」が強行された場合、管理すべき通帳が増えることや、確定申告の妨害、税務調査対応の支障、手元の通帳が電磁的に使用不能にされることに対して、電子計算機損壊等業務妨害罪、偽計業務妨害罪、器物損壊罪、電磁的記録毀棄罪、信用毀損罪、業務妨害罪などの告訴と、原状復帰の訴訟が可能かを検討している。

② 「防犯カメラの映像情報の開示請求拒否」について

2018年1月19日15時30分過ぎ、梅が屋敷支店にて山田課長より、『防犯カメラの映像情報は「個人データ」に該当しないので開示義務がないため、1月3日付の手紙に記載しているいなほ銀行の対応は、法令に照らしてすべて適正だった』と、回答があった。

この回答は同手紙にも記載した、金融庁の「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」(平成19年10月1日)(以後「金融庁Q&A」と記述)の(問VI-1)(※2)の『防犯カメラに映った「個人情報」は「個人データ」には該当しないと考えられますが、仮に「個人データ」に該当し、個人情報保護法第23条の第三者提供の制限の規定の対象となる場合でも、』の記載を根拠としている。

それに対して私は総務省と経済産業省が平成29年1月に出した「カメラ画像利活用ガイドブック」(以下:「総務省・経済産業省ガイドブック」と記述)の9ページの以下の記載で対抗した。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/01/20170131002/20170131002-1.pdf>

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(1) 取得の過程 事業者は、顔等により特定の個人の識別が可能な状態でカメラ画像を取得する場合、個人情報保護法に基づく利用目的の通知・公表等の対応を行う必要がある。まず、カメラ画像が、そこに写る顔等により特定の個人を識別できるものであれば「個人情報」に該当する。

さらに、画像から特定の個人を識別するために、顔等の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号は、「個人識別符号」に該当する。

そして、当該符号により特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む集合物は、「個人情報データベース等」に該当し、当該個人情報は「個人データ」に該当する※1。

また、写り込みに関しても同様に、特定の個人を識別できるものであれば「個人情報」に該当するため、個人情報保護法に遵守した対応が必要となる。

